

登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この告示は、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図るため、市に移住・定住しようとする者に対し、予算の範囲内において登米市住まいサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (3) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 賃貸住宅 市営住宅、定住促進住宅等の公的賃貸住宅若しくは社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の共同住宅又は一戸建て住宅で建物の所有者との間で賃貸契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、3親等以内の親族が所有し、又は居住する住宅を除く。
- (5) 取得日 住宅を新たに建設した場合にあっては、登記簿へ登録した新築の日、住宅を購入した場合にあっては、売買契約を締結した日をいう。
- (6) 転入者 定住の意思をもって平成28年1月1日以後に本市に転入（転入した日から起算して過去1年間以上本市以外の市区町村に住所を有していた場合に限る。）し、市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して2年以内の者をいう。
- (7) 世帯責任者 住宅取得に係る経費若しくは住宅の賃借に係る経費を主として負担している者又は市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、世帯責任者であって、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に市内に住宅を新たに建設又は購入し入居した者であって、当該住宅に5年以上定住する意志を持つ者
- (2) 平成28年1月1日以後に賃貸住宅を賃借し入居した転入者であって、世帯責任

者及びその配偶者のいずれかが転入の日（平成28年1月1日から平成29年3月31日までに転入した者にあつては平成28年4月1日）において40歳未満の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の補助対象者としなない。

- (1) 補助対象者若しくは同一の世帯に属する者が市税等の滞納者又は暴力団員である場合
- (2) 現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を新たに建設又は購入した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合
(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前条第1項第2号に規定する者が、別表第1に規定する住宅家賃補助金の交付期間内に市内に住宅を新たに建設又は購入したときは、当該住宅家賃補助金は住宅の取得日の属する月の前月分までを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 別表第1に規定する住宅取得補助金の交付を受けようとする補助対象者は、取得日から起算して1年以内に登米市住まいサポート事業補助金(住宅取得補助金)交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 別表第1に規定する住宅家賃補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前期(当該年度の4月から9月までをいう。)申請においては10月末日まで、後期(当該年度の10月から3月までをいう。)申請においては3月末日までに登米市住まいサポート事業補助金(住宅家賃補助金)交付申請書(様式第2号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅の取得日から5年以内に、生活の本拠を市外に移すこととなったとき又は住宅を売却若しくは譲渡したとき。

(2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第8条 この告示の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助金の種類	補助金の交付要件	補助率等	補助限度額等
住宅の取得	住宅取得補助金	転入者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が500万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 80万円
		転入者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が300万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 60万円
		転入者以外の者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が300万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 30万円
		転入者以外の者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が200万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 20万円
		住宅の新築工事及び購入の契約を市内業者（建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主）と締結し		10万円

		た場合		
		申請者の同居扶養親族に 中学校卒業前、中等教育 学校の前期課程終了前又 は特別支援学校の中学部 卒業前の者（以下「被扶 養者」という。）がいる 場合		被扶養者 1 人当 たり 5 万円
住宅の賃 借	住宅家賃 補助金	賃貸住宅を賃借した場合	住宅手当相当額を控 除した家賃月額 of 2 分の 1	限度額 月額 1 万 5, 000 円。ただし、24 月を限度とする。

別表第 2（第 5 条関係）

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅取得補助金（新 築住宅を取得した場 合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 世帯全員の戸籍の附表（転入者の場合） 3 住宅の登記事項証明書 4 土地の売買契約書の写し（借地の場合は賃貸借契約書の写し） 5 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 6 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図 7 世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明） 8 誓約書（様式第 4 号） 9 住宅の全景写真（1 枚）
住宅取得補助金（中 古住宅を取得した場 合）	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの） 2 世帯全員の戸籍の附表（転入者の場合） 3 土地の売買契約書の写し（借地の場合は土地賃貸借契約書の写し） 4 住宅の売買契約書の写し 5 住宅の平面図及び位置図 6 世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明） 7 誓約書（様式第 4 号） 8 住宅の全景写真（1 枚）
住宅家賃補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本（続柄の記載されたもの）

- | | |
|---|-----------------------------|
| 2 | 世帯全員の戸籍の附表 |
| 3 | 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し |
| 4 | 家賃を支払ったことを証明する書類 |
| 5 | 賃貸住宅の位置図 |
| 6 | 世帯全員の市税の納税証明（未納の税額がないことの証明） |
| 7 | 誓約書（様式第4号） |
| 8 | 住宅手当支給証明書（様式第5号） |
| 9 | 賃貸住宅の全景写真（1枚） |

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。